

介護保険「住宅改修費の支給」制度のご案内

制度の概要

「住宅改修費の支給」とは

在宅の要介護・要支援者の方のお住まいに手すりを取り付けたり、床を滑りにくい材料に変更するといった小規模で必要な改修工事をしたときに

改修費用の9割分～7割分が支給される介護保険の制度です。

支給対象となる改修例

- 手すりの取付け
- 引戸などへの扉の取替え

- 段差の解消
- 洋式便器などへの便器の取替え



支給方法

支給方法は「償還払い」と「受領委任払い」の2方式があります。

利用者の方の一時的な費用負担を回避する「受領委任払い」がオススメです。

「受領委任払い」とは、利用者が費用の1割～3割のみを事業所（施工会社）に支払い、市が残りの保険給付分（9割～7割）を「受領委任払い取扱事業者」として登録を受けた事業所に直接支払いをします。


当社は「名古屋市」「一宮市」において、受領委任払い取扱事業者の登録を受けており、二市での工事は改修費用の1割～3割分の負担で可能です。

利用限度額

要介護・要支援者の方一人あたり20万円（税込）までとなります。

まずはお気軽にお問い合わせください！

<http://www.nds-m.co.jp/>

 **NDS**メンテ株式会社

〒460-0012

名古屋市中区千代田2丁目15番18号

TEL 0120-165-234